

えなとくべつしえんがっこうこうとうぶ  
恵那特別支援学校高等部

がっこうせいかつ しゅう  
学校生活のルール集  
～ルール・マナーはみんなのために～



岐阜県立恵那特別支援学校



いたわり<sup>あ</sup>い

はげ<sup>あ</sup>励まし<sup>あ</sup>合い

まな<sup>かがや</sup>学<sup>かがや</sup>び輝く

え な とくべつし えんがっこう  
恵那特別支援学校

せいとこころえ  
生徒心得

- <sup>げんき</sup>元気にあいさつをしよう
- <sup>じかん</sup>時間<sup>まも</sup>を守ろう
- <sup>み</sup>身だしなみをととのえよう
- <sup>がっこう</sup>学校をきれいにしよう
- ルール、マナーを<sup>たいせつ</sup>大切にしよう



## 身だしなみのルール

- ① 通学服は6～9月を夏服、10～5月を冬服とします。  
(5月、9月は衣替え移行期間とし、カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツの着用も認めます。)
- ② 通学時、入学式、卒業式、始業式、終業式(修了式)、その他、学習の内容によって通学服を着用します。
- ③ 防寒着は、華美でないものを通学服の上から着用します。
- ④ 働く人としてふさわしい服装を心がけ、ズボンは下がるように気をつけ、スカートは膝丈程度の長さを着用します。また、スカート下からハーフパンツが見えないように着用します。
- ⑤ 靴下は、華美でないものを着用します。
- ⑥ 体操服は学校指定のものを着用します。
- ⑦ ピアス、ネックレス、ブレスレットなど、学校に必要なものはありません。持ってきてきません。

### <改訂又は廃止の手続き>

- (1) 連合児童生徒会の会員は、児童生徒の意見を集約し、校長に対して学校の規定等の改正や廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は規定等の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で児童生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、保護者や地域住民、学校関係者等でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、保護者や地域住民、学校運営協議会等での議論を踏まえ、規定等の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあつては、議論の経過及び決定理由について、児童生徒及び保護者に説明をするものとする。